

特定保健指導及び40歳未満国保人間ドック事後フォロー業務委託にかかる質問及び回答

番号	質問	回答
1	仕様書、P2第5業務の内容、『その他、発注者の取り込み状況に応じて必要と考えられる通知物』と記載がありますが、令和6年度で年度途中で作成した通知物等がありますか。	令和6年度において追加で作成した通知物はありません。
2	仕様書P3、『(5) 利用勧奨の実施で服薬除外対象者としてリスト作成』と記載がありますが、提出頻度は都度ですか。	健診時点で服薬している場合は、本来特定保健指導の対象外となりますので、健診結果における質問票の誤記入が生じていることが推測されます。従って、服薬状況の誤記入が確認でき次第、本人同意のもと速やかに健診結果における質問票の修正と、特定保健指導の利用券情報の削除を行う必要があるため、月に一度の提出頻度を想定しています。
3	仕様書P3、『勧奨物のデザイン等は2種類以上』と記載がありますが、令和6年度は何種類作成しましたか。	令和6年度においては4種類作成しております。
4	仕様書P5、『4報告及びその他の業務(2) 年度末報告書』のエクセルファイルとは集計元のデータのことですか。	集計元のデータもしくはPDF変換前のMicrosoft word版の報告書をご提出ください。仕様書にも記載があるとおり、年度末報告書は当市の計画に反映することを前提としているため、グラフや表を活用できるデータ形式で納品をお願いします。
5	『イ 健診経年結果一覧表 A4 両面カラー』について、こちらは各個人ごとに健診結果データを受領し、印字する認識でよろしいですか。また、経年結果は何年分のデータになりますか。 (共通のデータではなく、個人の経年結果を印字する必要があるか)	お見込みのとおりです。経年結果は直近2年以上のデータ印字を想定しております(保険者からのデータ提供は3か年分)。 本仕様書において、対象者への送付物に『健診経年結果一覧表』が含まれている理由は、対象者が特定保健指導に該当した理由を把握し、メタボリックシンドロームのリスクや生活習慣改善の必要性をご自身の問題として考える機会を作るためです。健診結果の経年変化を一覧で分かりやすく示すことで、対象者に経年的な身体の変化を把握していただき、特定保健指導の利用に繋げることを目的としています。
6	『(5) 利用勧奨の実施 対象者あて発送日より約1週間後に、原則、保健師・看護師・栄養士等の専門職が夜間や休日を含め曜日や時間帯を変えて最大3回の電話により利用勧奨を行う。』について、専門職ではないオペレーターからの勧奨架電は不可となりますか。	専門職ではないオペレーターにおいても、勧奨架電は可能です。 本仕様書において、利用勧奨を『原則、保健師・看護師・栄養士等の専門職』としている理由は、利用勧奨と併せて服薬状況の確認を行うためですが、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)において、『確認する医薬品の種類、確認の手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても対象者本人への再確認及び本人の同意を取得することができる』と示されていることから、専門職ではないオペレーターを不可とするものではありません。
7	業務実績書の実施率と継続率は何を示していますか。実施率に関しては、中断なく支援を完了した対象者人数、継続率は支援終了後のその後の健康増進等の行動変容の継続率になりますか。	実施率は特定保健指導対象者を母数(100%)とし、実施(初回面接)につなげたかたの割合です。継続率は初回面接実施者を母数(100%)とし、中途脱落なく支援終了まで継続できたかたの割合です。